

広報たかいし及びホームページ広告掲載取扱要領
(趣旨)

第1条 この要領は、高石市広告掲載要綱（令和6年10月9日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広報たかいし及びホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報たかいし及びホームページに掲載する広告(以下「広告」という。)の範囲は、要綱第3条に定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告の大きさ及び広告料)

第4条 広告の大きさ及び広告料は、広報たかいし及びホームページ広告掲載取扱業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。

(広告の募集・作成等)

第5条 広告の募集、作成等に係る事務は、市と広報たかいし及びホームページ広告掲載取扱業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結する広告代理店等(以下「広告代理店等」という。)への委託により行うものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する広告主は、市へ直接広告掲載を申し込むことができる。

(1) 公共性または公益性の高い者

(2) 広告原稿を仕様書に定める方法により作成の上、仕様書に定める期日までに市に提出することができる者

(広告の申込み)

第6条 広告を掲載しようとするときは、広報たかいし広告掲載申込書（様式第1－1号。以下「申込書」という。）またはホームページ広告掲載申込書（様式第1－2号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の案を添付し、仕様書に定める期日までに市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条により広告掲載の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、広告掲載の可否を決定する。ただし、掲載の可否を審査するに当たり判断が困難であると認めるときは、要綱第10条に規定する高石市広告審査委員会による審査に付すものとする。

2 市長は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、速やかに広報たかいし広告掲載決定通知書（様式第2－1号）若しくはホームページ広告掲載決定通知書（様式第2－2号）又は広報たかいし広告不掲載決定通知書（様式第3－1号）若しくはホームページ広告不掲載決定通知書（様式第3－2号）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定する場合において、必要と認めるときは、広告内容の修正等の条件を付することができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告代理店等は、広告原稿を仕様書に定める方法により作成の上、仕様書に定める期日までに市に提出するものとする。

2 広告代理店等は、広告原稿作成に必要な実費を広告主に別途請求できるものとする。

(広告料の納入)

第9条 広告代理店等又は市へ直接広告掲載を申し込んだ広告主は、広告を掲載した場合は、市が指定する期日までに広告料を一括して納入しなければならない。

(広告内容の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告代理店等及び広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を決定した後においても広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 委託契約に違反したとき。

(2) 市長の指示に従わないとき。

(3) 市の信用を傷つける行為があったとき。

(4) 広告代理店等の財産に対して、第三者から仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課の滞納による差押え又は自ら、若しくは第三者から破産、和議、会社整理、更正法等の申立てがあったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが不適切であると認めたとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において既に納入済の広告料は、一切返還しないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年3月28日から施行する。